

「下水道管路施設改築・修繕に関する設計委託業務標準歩掛（案）」

令和6年版 正誤表

頁	図表番	誤	正
P72	(1) 直接人件費 表 3-2 (注)	6 追加	6 ひとつの業務内でマンホール深による補正率が複数となる場合は、マンホール深ごとの箇所数によって補正率を加重平均し、業務全体の補正率とする。なお、補正率は小数点以下第4位を四捨五入し第3位とする。
P74	(1) 直接人件費 表 3-4 (注)	6 追加	6 ひとつの業務内でマンホール深による補正率が複数となる場合は、マンホール深ごとの箇所数によって補正率を加重平均し、業務全体の補正率とする。なお、補正率は小数点以下第4位を四捨五入し第3位とする。
P91	1. 適用範囲	この積算基準は、・・・委託する場合に適用する。	この積算基準は・・・委託する場合に適用する。 <u>なお、対象とする管きよの断面は円形とする。</u>
P94	(4) 標準歩掛に含まれないもの	e 既設マンホール <u>の対策前の浮上</u> に関する照査 (レベル1, レベル2共)	e 既設マンホール <u>管口耐震化対策前の屈曲角および抜け出し量</u> に関する照査 (レベル1, レベル2共)